

《修士論文要旨》

中男作物制に関する一考察

*
石井友理恵

中男作物制とは一般的には養老元年十一月二十二日格によって、それまでであった調副物（調に付随して正丁に課された副次的な税）と中男の正調を廃止し、その代わりとして中男の雑徭によって収取する（足りない場合は正丁の雑徭も用いる）とする格から始まったとされる制度である。この中男作物制は律令には見られない制度であり、まとまった史料としては主として『延喜式』主計寮にその品目がみられる他には平城京などから出土した荷札木簡、そして律令にその前身とされる調副物の規定がみられる程度である。

そのため、その成立理由や品目の形成において奈良時代から延喜式段階まで空白があることから、当初は中男作物と強くかわる税目であると考えられる調制や贄制といった研究の一部で検討がなされ、それを下地として中男作物制単独の研究も多々なされるようになった。その研究の中心は中男作物が成立することとなった理由と延喜式段階の中男作物に規定される品目がどの税目の影響を受けているのかという二点である。この二点について様々な見解がみられており、成立の理由

については「高級織物の生産」「調での不足分の補完」「調制における負担の均一化」「収集の効率化」「農民の負担軽減」「人民への教化」「馴致」「調副物徴収を人別賦課から集団賦課への変更」等といった見解があり、また品目の形成に関しては中男作物の前身である調副物以外に調雑物・贄との関連を位置づける研究が多く、それぞれ批判しあう一方で調雑物・贄双方が関連するとされる見解や税目のうちどれかが関係しているというものではないという今までは異なる見解もみられている。

このような先行研究がなされている中で現段階における問題点はこの中男作物制が成立した時期が養老元年十一月格によるものとする見解が多数であることだと考える。これは養老元年十一月格を一から解釈することでわかることだが養老元年十一月格は中男作物を制定することを目的とした格ではないのである。この解釈は先行研究ですでに指摘されていることであるにもかかわらず、この格を以て中男作物が成立したとするのは再検討を要するものであるといえる。さらに延喜

式段階の中男作物の品目形成に関するこれまでの検討も関連があるとされる税目を網羅しているとは言えないことからこの点においても改めて検討をすることとした。

この二点を検討した結果、まず中男作物制の成立時期は正史と荷札木簡の二点から検討すると天平宝字六年の段階ではまだ税目としてはなく中男の集団労働による「官主用料等物」である一方で大同三年の段階には中男作物がすでに税目の一つとして扱われていたといえよう。この期間の間で中男作物が税目として成立したとしてそのきっかけとなったのは何であったかと考えると延暦十四年の雑徭の半減が関わっているのではないかと考えた。養老元年十一月格と延喜式段階の中男の違いは前者が中男の雑徭を用いたものであるのに対し、後者は中男一人当たりの個人賦課に編入していることにあると言える。つまり、税目制度として成立するに当たり中男作物は集団賦課から個人賦課に変化していると言えるのである。これには雑徭による収集が困難になったためではないかとした。

さらに延喜式段階の中男作物の品目の形成に関係する税目を検討したが先行研究で述べられるような強い関連性というのはみられないとした。これは先にあげられていた税目と中男作物の品目を比較した結果であるが、その双方であてはまるものもみられる一方でそうではない品目が多かったことに起因する。そのため中男作物の品目の形成においてはその元となった「官主用料等物」に調雑物や贄が含まれていないのは確かであるが、それが主なものとは言えないものであるとし

た。さらに中男作物の品目の形成においては同じ「官主用料等物」の系譜を引いているであろう年料別貢雑物・交易雑物の二つのほうがより関連しているのではないか。この二つの税目は双方ともに中男作物や調雑物を補完するものであったとされるものである。これらには中男作物と同様に養老元年十一月格において廃止された調副物の品目を含む税目であり、それは中男作物に含まれない品目もみられる。そこからこれらは元たどると「官主用料等物」であり、中男作物制の成立とともにそれぞれ別の税目として再構築されたものであると考えた。特に中男作物と年料別貢雑物その品目が列挙されている史料がみられることから起源を同様として見ることは確かであり、その史料から宝龜五年段階ではこの二つが「官主用料等物」であり、中男作物がまだ税目として成立していなかったとした。一方で交易雑物のみが正税を用いるという異なる収取がなされているため、同様の起源をもつ税目とするにはより検討を要するものであり、のちの研究の課題とせざる言えない形となった。